

茨城県央環境衛生組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

令和6年4月1日

条例第29号

(趣旨)

第1条 財産の交換、譲与、無償貸付等に関しては、この条例の定めるところによる。

(財産の交換、譲与、無償貸付等)

第2条 茨城県央環境衛生組合財産の交換、譲与、無償貸付等については、茨城町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成24年茨城町条例第28号）に規定する財産の交換、譲与、無償貸付等の例による。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。